

岐阜県公報

号外(一) 平成十九年七月一日

目次

訓令 甲

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) 一頁

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十六号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十九年七月一日

岐阜県知事 古田 肇

令
附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程(昭和五十年岐阜県訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

別表岐阜県建設工事紛争審査会の項を削る。

附則

この訓令は、平成十九年七月一日から施行する。

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(休日に当たる)
(ときは翌日)

平成十九年七月一日

平成十九年七月一日印刷
平成十九年七月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社